



職員配置基準参酌化

地方分権一括法が成立

放課後児童クラブの職員配置基準（従うべき基準）を参酌化する児童福祉法改正を含む第9次地方分権一括法が5月31日に参議院本会議で可決、成立しました。衆参両院ともに法案可決後に与野党共同提案による付帯決議案が提出され、賛成多数で可決されました。

これまで放課後児童クラブの職員配置については、一支援の単位に2人以上、少なくともうち1人は放課後児童支援員という基準がありました。法改正により、来年度から市町村の裁量で1人配置も可能になります。

取り組んでいく」とコメントしています。衆議院の付帯決議のうち、放課後児童健全育成事業に関する項目は次のとおり。（参議院もほぼ同様の内容）

一 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。

また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認められる場合には、国は、当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。

二 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を

署名4万1千筆を提出

県連協では全国連協が呼びかけた「学童保育の拡充を求める署名」、参酌化反対署名のふたつの署名に取り組んでいました。

県連協加盟クラブのほか、未加盟クラブや友好団体にも協力をいただき、最終集約数は、「学童保育の拡充を求める署名」は2万415

筆、「参酌化反対署名」は2万508筆となりました。皆さんのご協力に感謝申し上げます。

署名は全国連協のほか、地元選出国会議員の紹介で国会に届けられました。紹

介議員を引き受けてくれたのは、高橋比奈子・衆議院議員（自民・東北比例）、木戸口英司・参議院議員（国民民主・東北比例）、階猛・衆議院議員（無所属・岩手一区）の3人。

新会員紹介

▽団体会員 奥州市立前沢放課後児童クラブ／奥州市立古城放課後児童クラブ／室小路学童保育会

この法改正が子どもたちの安心と安全を守ることになるのか。疑念を残したまま、児童福祉法は改正されることになりました。来年度から学童保育の職員配置基準は市町村が独自に条例で定めることができるようになります。

なぜ、子ども

の安全を守るための最低限の基準を今、変えなければならぬのか。人材不足解消が理由ならば、すでに制度化されている処遇改善事業を進めるべきで、配置基準を変えることでは根本的な解決にはならないはず。

基準の堅持 求め続ける

今回の法改正の発端は一部の地方自治体からの提案によるものですが、それを上回る数の地方議会から職員配置基準の堅持を求めた意見書が国会に提出されました。なかには児童福祉法が改正されても、職員配置基準の堅持を求め続けるという不信感が強まっているからではないでしょうか。

県連協ではこれまで、基準緩和に反対の立場から議会請願や陳情、署名運動に取り組んできました。法改正後もひるむことなく、基準の堅持を求め続けていきます。今後は市町村が条例を変えないための働きかけが重要になります。

子どもたちが安心して、安全に過ごせる学童保育を守る立場から、あらゆる取り組みを行ってまいります。